

## 道具の説明

身近なまちづくりは、自分の暮らしている「まちを知ること」。そして、「まちを好きになること」が大切です。

まち歩きをすると、普段は何気なく見ているまちを改めて見つめることで、まちの課題や魅力を発見したり、感じたりすることができます。

みんなと一緒にまちを歩くことで、同じまちをいくつもの視点で確認することができ、いろんな姿が見えてきます。



## 道具の使い方

① 地域のみなさんと一緒に、数名のグループに分かれてまちを歩きます。

② 歩きながら、発見したことや感じたことを、写真に撮ったり、ノートに記録します。歩き始める前に、グループの中で、写真係、記録係を決めておきます。

③ まちを歩いた後は、大きな地図や模造紙に、記録した事や写真を貼り付けたり書き込んだりして、みんなが発見したこと、感じたことをまとめます。

④ いくつかのグループで歩いた時は、それぞれのまとめを発表し合い、互いに共有します。



## 道具の使い時

まち歩きは、誰でも簡単に参加できるプログラムです。まちづくりを考える時のワークショップの第一段階として行くと、気軽に参加してもらいやすくなります。

# ワークショップ

考えるとき まとめるとき



## 道具の説明

身近なまちづくりを地域のみなさんで考えていく時には、地域の課題を共有し、解決策を考えたり、話し合ったりしていく必要があります。

ワークショップは、参加者が公平に意見を出し合い、考えをまとめたいため手法です。

地域のみなさんが、お互いの考えや立場を尊重しながら、意見やアイデアを出し合い、意見をまとめたり、解決策を共有していくために有効な道具の一つです。



## 道具の使い方

① 話し合いを円滑に進めていくために、中立的な立場の進行役（ファシリテーター）を選びます。進行役は、ワークショップを経験した人や専門家になってもらいます。

② 話し合うテーマに沿って、参加者から意見や考えを出し合っていきます。意見や考えは付箋紙に書き、模造紙に貼っていくことで確認し合います。

③ 参加者からバラバラに出された意見や考えを書いた付箋紙を、共通するもの同士でまとめたりしながら、整理します。

④ いくつかのグループで話し合った時は、それぞれのをまとめを発表し合い、互いに共有します。



## 道具の使い時

ワークショップは、参加者が共同作業や共通体験を行うことが基本になります。まちの課題解決や構想づくりなどの話し合いのほか、公園の計画づくりの中で自分たちが計画したことを実際に作ってみる「ものづくり」を行う時にも利用できます。

# ラウンディングテーブル

始めるとき ひろげるとき



## 道具の説明

ラウンドテーブルは、文字通り丸いテーブルで行う会議のイメージです。ラウンドテーブルで行う会議は、席順も無く、参加者が平等に意見を出し合うことができるので、こう呼ばれています。

まちづくりにおけるラウンドテーブルは、地域で活動している様々な方たちが、それぞれの立場から自由に発言し、情報を共有し合う「井戸端会議」とも言えます。

ラウンドテーブルは、ワークショップの会議とは異なり、何かを決めたり、まとめたりする場ではありません。あくまで、情報交換の場として機能します。



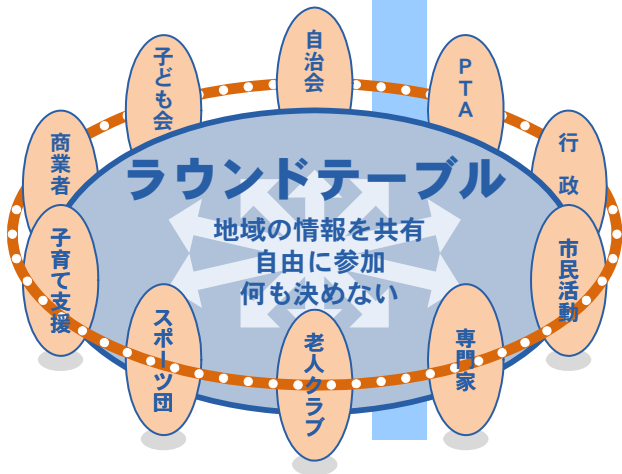
## 道具の使い方

- 地域で活動している方に声をかけ、定期的な集まりを持ちます。
- 地域の人なら、誰でも参加できるようにします。

## 道具の使い時

まちづくりを進めていくと、自分たちだけではうまく解決できない問題に直面したりします。そんな時に、ラウンドテーブルの場で、解決の知恵やアドバイスをもらったりします。

今の活動を広げたい時やまちづくりを始めた時にも、地域のみなさんが集まるラウンドテーブルを開催することが有効になってきます。





伝えるとき ひろげるとき

【第1班】 (参加者：7名)

**まち塾通信**

【第1期(大塚編)】+【第2期(大塚編)】+【第3期(大塚編)】+【第4期(大塚編)】+【第5期(大塚編)】

【第1期】4期ごとの振り返り大会を開催しました。...

【第2期】1日研修(大塚編)を開催しました。...

【第3期】大塚編のまち塾を卒業しました。...

【第4期】大塚編のまち塾を卒業しました。...

【第5期】大塚編のまち塾を卒業しました。...

【第2班】 (参加者：7名)

**「まぜずし」**

「まぜずし」は、大塚編のまち塾で学んだことを、実際に実践するための活動です。...

「まぜずし」は、大塚編のまち塾で学んだことを、実際に実践するための活動です。...

「まぜずし」は、大塚編のまち塾で学んだことを、実際に実践するための活動です。...

【第3班】 (参加者：7名)

3班のまち塾は、大塚編のまち塾とは異なる名とバラバラになりました。...

【お店】古い民家を活用したおしゃれなカフェ、教えたくない隠れ家的なごはん屋さん、女性客の多いフランス料理屋、沖縄料理屋、名物のあるケーキ屋さん(しあわせのチーズケーキやカステラなど)、住宅街にある静かなショッパンバー...

【まちなみ】クリエイトセンター前の空間、本願寺の前の古いまちなみ、高瀬川・みどりの小道(トッカーパーもあ)、茨木童子のショットポイント(閉まっているは何のお店分かる)...

【建物・歴史など】ローズWAM、へび公園、きつねの森、信賢(へか:昔の地名)、春日丘教会...

次回からは、中心市街地を元気にするには「おもしろいお店が多いこと」も条件なので、飲食店を中心にのお店について議論を準備していくことになります。発表が終わってから、お店やまちについての話が尽きず、今後の議論の方向についてはみんなの宿題となりました。

※3班のみなさん、次回の進め方も考えてきて下さいね。(事務局)



【第2班】 (参加者：7名)

2班は、サラリーマン、高校教諭、ボランティアに参加している方、NPO活動に参加している方、まち歩き好きな自治会の会長さんと学生さん2名の7名で意見交換を行いました。最初はやや緊張気味でしたが、時間とともに気分がほぐれて、和気あいあいのワークショップとなりました。ほっとする場所や聞いた名店など、いろいろな場所が抽出できました。

- 公園や神社など  
中央公園(緑が多くてなごむ。茨木神社(とても落ち着く。)/クリエイトセンター横の水路(落ち着いた雰囲気) / 東駅前公園(子育ての母親の交流やいい場所) 等
- お店  
春日商店街(ぶらぶら歩くのによい) / 銀座〜心斎橋商店街(細い商店街のあったかき) / 大阪らしい活気のあるお店 / 東駅前公園近くの喫茶店(旧民家を改装したお店) 等
- 歴史や自然のよいところ  
茨木神社周辺や大手町裏開(古い町並み) / 茨木高校の桜通り側土手(花や畑がりのんびり) / 安福川河川敷(夕陽の美しさ) 等

**市民まちづくり会議ニュースレター**

「市民まちづくり会議」がスタートしました!

本会議は、市民まちづくりワークショップ第2期に続いて、市民まちづくり会議(第1期)を開催しました。...

**市民まちづくり会議のビジョン**

市民まちづくり会議のビジョンは、市民まちづくりワークショップ第2期に続いて、市民まちづくり会議(第1期)を開催しました。...

**第1期市民まちづくり会議の様子**

市民まちづくり会議の様子を写真で紹介しています。...

**市民まちづくり会議の感想**

市民まちづくり会議に参加した方々の感想を紹介しています。...

**市民まちづくり会議の今後の展望**

市民まちづくり会議の今後の展望について紹介しています。...

**市民まちづくり会議の今後の展望**

市民まちづくり会議の今後の展望について紹介しています。...

※次回回は班で話し合い、お店や商店街を切り口にして、中心市街地を魅力あるええまちにしていこうアデアなどを議論することになりました。

## 道具の説明

身近なまちづくりを始めたら、活動の内容を地域のみなさんに知ってもらうことが大切になります。

この方法として、ニュースを発行し、伝えることが効果的です。

地域のみなさんに知ってもらうことで、地域の取り組みとして根付かせ、続けていくことにつながっていきます。

## 道具の使い方

○ 一回のニュースで多くの情報を伝えるよりも、伝える回数を多くすることで、活動を知ってもらいやすくなります。

○ 始めはあまり凝ったもので無くても大丈夫です。簡単なもので良いので、伝えることを大切に考えます。

○ 伝えたい事を簡潔にまとめると、読んでもらいやすくなります。文字で細かく説明する代わりに写真を使ってみるのも効果的です。

○ 地域のまちづくり活動が増えてきたら、それぞれの活動単位で発行すよりも、連携して地域全体のまちづくりニュースとしていく方法もあります。

## 道具の使い時

身近なまちづくりの活動内容の報告以外にも、イベントなどの開催告知や活動への参加呼びかけにも利用できます。

ひろげるとき 集めるとき

# イベント





## 道具の説明

活動内容を地域のみなさんに知ってもらう方法の一つにイベントの実施があります。

イベントに集まった地域のみなさんに活動をPRし、新たな参加者を集めることも期待できます。

そして何よりも、一緒に活動するみんなで取り組み、成功させることで、より結束が強まり、活動に弾みがつきます。



## 道具の使い方

○ まずは、自分たちで取り組める内容を企画します。人集め、資金集め、場所の確保、準備期間に無理の出ない企画を考えます。

○ イベント実施が決まったら、できるだけ早く告知を行います。多くの方知ってもらうためには、市の広報などを利用するのも効果的です。

○ 自分たちの活動のために、取り組むイベントですが、自己満足のイベント開催になるのはちよつと困りものです。時には地域のいろんな活動をされているみなさんと一緒に取り組むことで、地域の連携を深めることにもつながります。



## 道具の使い時

イベント開催は、活動のPRに有効ですが、自力で開催するにはハードルが高い時もあります。そんな時は、地域で既に行われているイベントに協力する形で参加し、地域との連携を深めながらPRしていくこともあります。

知りたいとき 悩んだとき



## 道具の説明

身近なまちづくりに取り組んでいく過程で、自分たちだけではわからないこと、詳しく知りたいことがある時に役立つのがまちづくりの専門家の方たちです。

まちづくりの専門家とは、まちづくりに関係する都市計画、交通、商業、福祉、環境、教育といった、様々な分野に詳しい学校の先生や民間コンサルタントなどです。

身近なまちづくりは、暮らしているみなさんが取り組むことが大切ですので、取り組みに役立つ情報をもたらったり、考え方や進め方へのアドバイスが主な役割になります。



## 道具の使い方

○ 茨木市には、まちづくりの専門家を派遣する「まちづくりアドバイザー派遣」の制度がありますので、その制度を使っていた方法があります。

○ まちづくりへのアドバイスの他に、専門分野に関する詳しい話や他地区での取り組み事例などを紹介してもらうことができます。

○ 七つ道具として紹介している「まち歩き」や「ワークショップ」などの上手な使い方なども教わるすることができます。



## 道具の使い時

まちづくりに取り組みたい時や、解決策に悩んだ時に、数多くの経験を活かしたアドバイスを受けることができます。

# 市民に役立つ所

始めるとき  
知りたいとき  
悩んだとき





## 道具の説明

身近なまちづくりに役立つ所として、「市民のみなさんに役立つ所」すなわち「市役所」があります。

市役所は身近なまちづくりに取り組む地域のパートナーです。

身近なまちづくりを進めるためには、地域と行政が役割を分担し、一緒に取り組んでいく必要があります。



## 道具の使い方

- 地域でまちづくりを進めたいけれど、市役所のどこに相談して良いかわからない時は、まず都市政策課にご相談下さい。
- ご相談の際は、最初に「まちづくりの相談」とお伝え下さい。職員も心の準備が必要です。
- 相談内容から、どの分野の担当課が対応するのが良いかを判断していきます。
- 市民活動や自治会活動に関する相談は、市民活動推進課でも行っています。
- 身近な相談相手として、市役所をどんどんお役立て下さい。

### 身近なまちづくりに関する 相談・問い合わせ先

都市政策課（市役所南館 5 階）

TEL：620-1660（直通）

市民活動推進課（市役所南館 8 階）

TEL：620-1604（直通）

## 道具の使い時

市役所は、市民のみなさんに役立ててもらおう所です。身近なまちづくりに関することであれば、どんな時でも、ご相談下さい。

都市計画マスタープランは、都市計画の基本方針として、これからの茨木市のまちづくりの方向をまとめた計画です。

茨木市では、平成19年6月に新しい「都市計画マスタープラン」を策定しました。この「まちづくり役立ち帳」は、都市計画マスタープランで考えている茨木市のまちづくりを、市民のみなさんと一緒に実現していくために作成したものです。

都市計画マスタープランでは、茨木市のまちづくりの将来像として、市民のみなさんと一緒に考えた「まちづくりビジョン」を示しています。

## 「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

まちづくりの基本理念



まちづくりの基本方針

- 人が育ち、人を育てるまち
- 挨拶があふれるまち
- 「人持ちになろう」が合言葉のまち
- たのしく散歩ができるまち
- 夢に向かってチャレンジができるまち
- 色々な暮らしができるまち
- なりわいを大切にするまち
- 地元で循環するまち
- 茨木のエエもんを育むまち
- 身近な自然を守り、使い、育てるまち
- 人に優しい交通システムを取り入れるまち
- 今あるものを工夫して活かすまち

身近なまちづくりのための

## 地区別まちづくり構想

都市計画マスタープランでは、市民主体のまちづくりを進めていくために「地区別まちづくり構想」を作成していくこととしています。  
この構想づくりへの取り組みを、身近な地域での「まちづくり」を考えていくきっかけとして活用することができます。

### 地区別まちづくり構想とは

都市計画マスタープランの考え方を踏まえながら、地区住民の多数の参加と積み重ねられた話し合いにより、暮らしを豊かにすることなどを目指し、地区まちづくりの方向や環境改善の方策などを地区主体でまとめます。  
構想づくりの範囲は小学校区程度を想定しています。

### 構想づくりの進め方

構想づくりは、都市政策課を中心に必要に応じて関係する部課と連携して、地域のみなさんとともに行っていきます。

具体的には、「まちづくり七つ道具」を使った次のような進め方を行うことができます。

① 地域の現状を「ラウンドテーブル」で話し合います。



② 「まち歩き」でまちを再確認し、良いところや課題を出し合います。



③ 「ワークショップ」で話し合い、「まちづくり構想」をまとめていきます。

関心のあるテーマに合った「専門家」を派遣します。



地域で取り組めることがあれば、活動をスタート。

# まちのルールづくり

身近な地域の暮らしの環境を守るために、「地区計画」の制度を使った「まちのルール」づくりを紹介します。

## 都市計画で定める、まちのルール「用途地域」と「地区計画」

### 都市計画で定めるルール

都市計画では、市街化区域内の土地の使い方と建物の建て方のルールとして「用途地域」を指定しています。用途地域は12種類(※)の区分があり、その区分ごとに建てることのできる建物の用途や規模を規制しています。

用途地域は、大きく住居系、商業系、工業系に分かれ、地域の状況に応じて指定しています。

### 用途地域は許容範囲の広い標準化されたルール

用途地域は、全国どこでも使えるように標準化されたルールです。その規制内容は地域の実情に対し、必ずしも完全に対応できるもとはなっていません。

例えば、住居系の用途地域でも住宅以外の建物を建てることのできる場合があります。商業系や工業系の用途地域でも住宅を建てることのできる場合があります。

また、戸建て住宅が多い地域でも指定されている用途地域によっては、高層マンションを建てることのできる場合があります。

### 地区計画は地域の個性を活かした「まちのルール」

用途地域を定めている都市計画には、暮らしている地域の環境を守っていくために、用途地域のルールに加え、さらにきめ細かくルールを定めることのできる「地区計画」の制度があります。

地区計画は、地域に暮らすみなさんが思い描く、地域の個性を活かしたまちづくりを可能にする制度です。

※茨木市では、12種類の中から11種類の用途地域を指定しています。



# インターネットを使った用途地域の調べ方

- 用途地域は、都市政策課の窓口のほか、インターネットサービスの茨木地図情報「**いばなびマップ**」を使って調べることができます。
- 「**いばなびマップ**」は、茨木市役所ホームページ (<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>) から利用できます。

① 茨木市役所ホームページのトップページを開きます。



② トップページのこのマーク部分をクリック



③ いばなびマップのページが開きます。



④ 「都市計画情報の検索」をクリックすると「町名一覧」が表示されます。

⑤ 見てみたい「町名」をクリック

町名	用途地域	色
茨木市 茨木	第一種住居地域	緑色
茨木市 茨木	第二種住居地域	黄色
茨木市 茨木	第三種住居地域	水色
茨木市 茨木	第一種商業地域	赤色
茨木市 茨木	第二種商業地域	茶色
茨木市 茨木	第三種商業地域	青色
茨木市 茨木	第一種工業地域	黒色
茨木市 茨木	第二種工業地域	灰色
茨木市 茨木	第三種工業地域	白色
茨木市 茨木	第一種特別用途地域	緑色
茨木市 茨木	第二種特別用途地域	黄色
茨木市 茨木	第三種特別用途地域	水色
茨木市 茨木	第一種近隣商業地域	赤色
茨木市 茨木	第二種近隣商業地域	茶色
茨木市 茨木	第三種近隣商業地域	青色
茨木市 茨木	第一種中核商業地域	赤色
茨木市 茨木	第二種中核商業地域	茶色
茨木市 茨木	第三種中核商業地域	青色
茨木市 茨木	第一種業務地域	赤色
茨木市 茨木	第二種業務地域	茶色
茨木市 茨木	第三種業務地域	青色
茨木市 茨木	第一種公共施設付合用途地域	赤色
茨木市 茨木	第二種公共施設付合用途地域	茶色
茨木市 茨木	第三種公共施設付合用途地域	青色
茨木市 茨木	第一種公共施設付合用途地域	赤色
茨木市 茨木	第二種公共施設付合用途地域	茶色
茨木市 茨木	第三種公共施設付合用途地域	青色

⑥ 用途地域をはじめとする「都市計画情報」が表示されます。



- ▶ 用途地域は11色に塗り分けられています。
- ▶ 地図上で用途地域を知りたい場所をクリックすると情報表示欄にその場所の用途地域が表示されます。
- ▶ 凡例ボタンをクリックすると塗り分けた用途地域の種類がわかります。

## 地区計画の特徴

地区にあった計画です

地区計画は、生活に密着した身近な計画です。街区などの一定のエリアや共通した特徴を持つ地区ごとに、その地区にあった計画をつくりまします。

住民が主体となつてつくりまします

土地や建物の所有者や住民が主役となつて話し合い、考えを出し合いながら、地区の実情に合った計画をつくらせていきます。

まちの将来像を定めまします

どのようなまちにしていくかを、地区の将来像「地区計画の方針」として定めまします。

例えば、「低層戸建て住宅を主とした緑豊かなまち」

建物、道路、公園等に関するルールを定めまします

道路・公園などの施設の位置、規模、建築物の用途や形態などに関するルールを「地区整備計画」として定め、まちづくりを進めまします。

例えば、

建物の高さは、 $0\text{m}$ 以下にする。

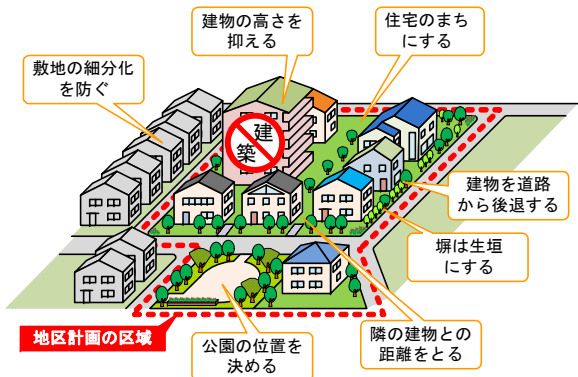
建物の壁面は、道路から $0\text{m}$ 後退する。

敷地面積は、 $0\text{m}^2$ 以上とする。

など

条例を定めルールを守りまします

地区計画は、都市計画として定め、条例を定めることで守られます。

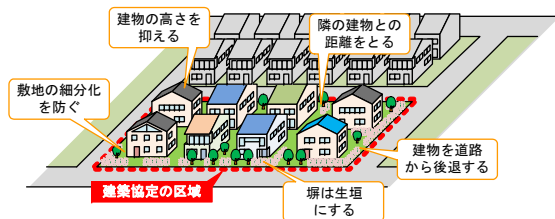


## 建築協定

まちのルールづくりには、地区計画のほかに「建築協定」という制度があります。

建築協定は、

- ・ 建物の建て方や敷地の大きさなどのルールを定めます。
- ・ 地域の方がルールの内容に合意し、市長が認可します。
- ・ 有効期限を任意（一般には10年）に定めることができます
- ・ 地区計画は都市計画と条例に定めて守るルールですが、建築協定は区域のみなさんで自主的に守るルールです。



建築協定についてのご相談は、  
建築指導課 (072-620-1662) まで。

地区計画を定める際に気をつけておきたいポイント

関係権利者の合意が必要になります

地区計画は、新たに土地利用の制限を加えることとなりますので、関係権利者の合意が必要になります。

都市計画を定める手続きが必要になります

地区計画は、都市計画に定める手続きを行い、関係権利者の意見を反映し決定します。

ルールに合わない建物は建てられなくなります

地区計画に定めたルールに合わない建物を建てることはできなくなります。

現在建っている建物がルールに合っていない場合は、建て替える時にルールにあつた建物とする必要があります。

## ■ 都市政策課のまちづくり支援制度

### ① 出前講座の実施

- 都市政策課では、「まちづくり」に関連した「茨木市生涯学習出前講座」を実施しています。
- まちづくりの制度や進め方などを、都市政策課の職員が出向いて説明します。

#### メニューの一例

- いばらきのまちづくり（都市計画）について  
都市計画制度の話と、市の都市計画の状況や今後のまちづくりについて
- 市民主体のまちづくりにむけて（進め方と制度）  
地域でのまちづくりにむけて、取組みが必要なことや、地区計画等の手法について

### ② まちづくり塾の開催

- まちづくり塾は、市民の皆さんのまちづくりへの関心を高め、また、まちづくりの仲間を見つけるために、平成12年から、市独自の取り組みとして、毎年工夫しながら、実施しています。

「タウンウォッチング体験コース」、「講義コース」、「小中学生コース」など、目的に応じたカリキュラムで実施しています。

### ③ まちづくりアドバイザー派遣

- 市民主体のまちづくりを進めていくため、みなさんのお住まいの地域に、都市計画やまちづくりの専門家などを派遣する『まちづくりアドバイザー派遣制度』を設け、初動期のまちづくり活動を支援します。

### ④ 中心市街地活性化支援制度

- 中心市街地の活性化を図ることを目的に、中心市街地の活性化に資するまちづくり活動等の支援と活動への補助金の交付を行い、市と市民が協力してまちづくりを推進するとともに、市民による自発的なまちづくり活動を促進します。

都市政策課では、これらの支援制度を使った支援のほか、地域で取り組む「地区計画」を活用したまちルールづくり、「地区別まちづくり構想」の策定に関する支援を行っています。

詳しくは、  
都市政策課（南館5階） TEL：620-1660



## ■まちづくりに活用できる支援制度

### ① 花と緑の街角づくりの推進

- 自治会や草花の愛好グループなどと協定を結び、ゆとりと潤いのあるまちづくりを目指して、「花と緑の街角づくり推進事業」を実施しています。
- 7名以上で組織する団体を対象に登録を受け付けています。

詳しくは、  
公園緑地課（南館4階）TEL:620-1654

### ② 生垣緑化の推進

- 緑あふれる魅力あるまちづくりの推進を図るため、住宅等に新たに生垣を設ける費用の一部を助成しています。
- 生垣の延長が2m以上で、幅員2m以上の道路に面する生垣が対象になります。

詳しくは、  
公園緑地課（南館4階）TEL:620-1654

### ③ 住民活動災害補償保険

- 自治会やこども会、老人クラブなど各種の住民団体が行う住民活動中に、不慮の事故により参加者がケガをしたり、死亡した場合や、ボランティアで活動している指導者が法律上の賠償責任を問われた場合に備え、茨木市があらかじめ保険料を負担し、保険会社と保険契約をして運営しています。
- 対象となる団体については、要件がありますので、下記までお問い合わせください。

詳しくは、  
市民活動推進課（南館8階）TEL:620-1604

## まちづくり行動規範

人の環を大切にす 茨木にしよう  
そのために

人と会おう

あいさつをしよう

そして人持ちになろう

そうすれば、

もっと茨木が 好きになるから

人の力を大切にする 茨木にしよう

そのために

まず自分でがんばろう

みんなの力を活かそう

新しい力を育てよう

そうすれば、

もっと茨木が 好きになるから

あるものを活かす 茨木にしよう

そのために

まちに出よう

まちを使おう

そして楽しもう

そうすれば、

もっと茨木が 好きになるから

受け継いでいく 茨木にしよう

そのために

昔を知ろう

地元を大切にしよう

大切なモノを守ろう

そうすれば、

もっと茨木が 好きになるから

今、生きている私たちのためだけでなく、  
これから生まれてくる子どもたちや人々のために  
大好きと言える茨木にしよう

まちづくり行動規範とは、

都市計画マスタープランの策定において、まちの将来像の実現に向け、市民一人ひとりが茨木のまちのことを考えて行動する際の想いとしてまとめたものです。

